

【建設委員会】

○平成8年1月12日（金）（第1回）

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【予算委員会】

○平成8年1月12日（金）（第1回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【決算委員会】

（1）審議概観

〔平成4、5年度決算外2件の審査〕

平成4年度決算及び国有財産関係2件は、第129回国会の召集日である平成6年1月31日に提出された。4年度決算は、第131回国会の6年12月2日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された（4年度決算の概要については『第131回国会審議概要』160ページ参照）。

平成5年度決算及び国有財産関係2件は、第132回国会の召集日である平成7年1月20日に提出された。5年度決算は、7年2月9日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された（5年度決算の概要については『第132回国会審議概要』332ページ参照）。

委員会においては、4年度決算外2件及び5年度決算外2件を一括して審査することとし、第132回国会において全般的質疑が2回行われたほか、第134回国会までに省庁別審査が9回行われた。

第134回国会閉会後には、7年12月26日の委員会において、平成3年度決算に関する警告議決に対して内閣の講じた措置の説明を大蔵大臣から聴取した後、締め括りの総括的質疑（第1回）に入り、内閣総理大臣に対する質疑が行われた。

質疑の主な項目は、①決算の早期提出問題、②会計検査職員の処遇改善、③ODAの効果的・効率的実施、④住専問題の処理、⑤防衛費の後年度負担と軍縮問題、⑥北海道庁の公金不正流用問題、⑦薬害エイズ問題などである。

なお、平成3年度決算に関する警告議決に対して内閣の講じた措置を、警告議決と対比して示すと、次のとおりである。

| 内閣に対する警告 | 警告議決に対し内閣の講じた措置 |
|---|--|
| <p>(1) 平成3年度の一般会計税収は、バブル崩壊の影響等により、当初予算額に対し1兆9,500億円の減収となっており、さらに、平成4年度には8兆500億円、平成5年度も7兆1,700億円の減収と、連年にわたり税収決算額が当初予算額を大幅に下回る税収の見積り違いが生じたことにより、その後の財政運営に支障を来していることは誠に遺憾である。</p> <p>政府は、今後、可能な限り正確な経済見通しの策定に努めるとともに、有効な資料の収集や適切な見積り方法により、税収見積りの精度向上に更に努力すべきである。</p> | <p>(1) 政府経済見通しにつきましては、従来から種々の経済指標等を十分に評価、分析してその策定に当たってきたところであります。今後とも、経済情勢等の変化に対応して的確な見通しを策定するよう最善の努力を行ってまいる所存であります。</p> <p>また、毎年度の税収見積もりにつきましては、その時点で判明している課税実績や政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に個別税目ごとに、最大限の努力を傾けて見積もっているところであります。</p> <p>税収見積もりの精度向上を図るため、例えば法人税について、主要な大法人に対する聞き取り調査を充実させるほか、特に株、土地の取引につきましては関係業界からヒアリングを行うなどの工夫をしてきたところであります。</p> <p>今後とも、様々な視点から創意工夫を加えてまいる所存であります。</p> |
| <p>(2) 公立の義務教育諸学校の教職員給与費等に対する国庫負担金について、事業主体である都道府県が教職員の実数や標準定数を誤って算定したことなどにより、連年、過大に交付されていることは誠に遺憾である。</p> | <p>(2) 義務教育費国庫負担金等の過大交付につきましては、関係事務が複雑かつ膨大であることから、教職員の実数や標準定数を誤って算定したことなどにより生じたものであります。過大交付となった都府県に対しましては、厳重に注意</p> |

政府は、義務教育費国庫負担金等の算定誤りの原因を究明し、都道府県に対してこれを踏まえた指導の徹底を図り、今後このような事態が生じないよう関係事務の適正化に努めるべきである。

するとともに、過大交付となつた額について返還の措置を講じたところであります。

また、過大交付の再発を防止するため、各都道府県教育委員会に対し、会議及び文書等を通じ、関係事務処理の適正化に努めるよう強く指導を行つたところであります。

今後とも、過大交付の再発を防止するため、会議及び文書等あらゆる機会をとらえて指導をより一層徹底し、義務教育費国庫負担金等の適正な執行に万全を期してまいり所存でございます。

(3) 国民年金の保険料について、収納未済額、不納欠損額が毎年度多額に上つており、殊に、国民健康保険の保険料は納付するが国民年金の保険料は納付しない者が相当数見受けられる状況にあることは、国民年金制度の健全な運営の観点から看過できない。

政府は、国民年金制度に対する国民の理解をなお一層深める努力をするとともに、保険料の収納に当たっては、市町村において国民健康保険との連携を図りつつ国民年金の保険料未納者に対して積極的な納付奨励を行うよう指導するなど、国民年金の未納保険料の解消に一層努力すべきである。

(3) 国民年金の未納保険料解消につきましては、従来から催告状の発行、戸別訪問による納付奨励等の施策を講じてきたところでございます。

今後とも、国民一人一人の年金を確保するとともに、公的年金制度を健全に運営していくため、国民の理解と信頼を深めるための広報活動を強化充実するとともに、国民健康保険との連携強化、専任徴収員の活用による積極的な納付奨励の実施、口座振替の促進を通じた保険料を納付しやすい環境づくりなど各般の施策を推進することにより、未納保険料の解消にお一層の努力を続けてまいり所存であります。

| | |
|--|---|
| <p>(4) 我が国に緊急輸入された米の一部に、異物の混入やカビ・異臭等の発生が見られるという事態が生じ、輸入米の安全性に対する国民の不安を生じさせたことは遺憾である。</p> <p>政府は、輸入米の安全性に関して、輸出国に協力を求めるとともに、検疫の強化及び精米、流通等の各段階でのチェックに努め、いやしくも不純物、汚染米が、国民の口に入ることのないよう万全の措置を講すべきである。</p> | <p>(4) 輸入米の安全性の確保につきましては、平成5年産米の不作に伴う外国産米の緊急輸入に当たり、食糧庁が輸入業者をして、輸出国における船積み前の安全性の確認と、我が国における厚生大臣指定検査機関での検査を実施させ、さらに厚生省も自らが安全性の確認を行い、安全な食糧の供給に万全を期したところであります。</p> <p>ミニマム・アクセスで輸入される外国産米につきましても、御決議の趣旨を踏まえ、所要の措置を講じ、引き続き安全性の確保に万全を期してまいる所存でございます。</p> |
| <p>(5) 公共工事の入札・契約をめぐるいわゆるゼネコン汚職事件の発生によって、公共事業に対する国民の不信を招いたことは極めて遺憾であり、地方公共団体に対する指導及び建設業界に対する指導監督をはじめとして政府はその責任を厳しく反省すべきである。</p> <p>政府は、建設業界の事業活動の適正化を図るとともに、公共工事の入札・契約手続について透明性・客観性を高めるなどのため、本年1月に策定された「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に基づき、実効ある改革を行い、もって、公共工事をめぐる不祥事件の再発防止に努め、</p> | <p>(5) 建設業界の事業活動の適正化につきましては、公共工事をめぐる一連の不祥事を踏まえ、建設業法の一部を改正し、監督処分の強化などを行うとともに、建設業界に対して倫理綱領の策定や社内管理体制の整備などの指導を行ってきたところであります。</p> <p>また、公共工事の入札・契約制度の改革につきましては、平成5年12月の中央建設業審議会建議及び平成6年1月の「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に基づき、一般競争方式の本格的な採用などの施策に取り組んでいるところであります。</p> <p>今後は、これらの諸施策の実施</p> |

| | |
|--|---|
| <p>国民の信頼回復に全力を尽くすべきである。</p> | <p>状況について定期的なフォローアップを行い、制度や運用を絶えず見直しつつ、その改善を図ってまいる所存でございます。</p> |
| <p>(6) 国の補助事業で地方公共団体が発注した公共工事に関して、近年、設計業務を委託された設計コンサルタントの成果物に対する審査が不十分なまま施工された結果、構造物が不安定な状態となっている事例が見受けられることは遺憾である。</p> <p>政府は、設計業務の外部委託に係る設計計算書及び図面等に対する地方公共団体の審査体制が確立されるよう、その指導等に努めるべきである。</p> | <p>(6) 設計業務の外部委託に係る地方公共団体の審査体制の確立につきましては、従来から、当該団体が果たすべき行政責任に十分留意をして、当該団体の適正な管理監督の下に外部委託を行うよう指導してきたところでございます。</p> <p>今後とも、一層適切な外部委託が行われますよう、引き続き必要な措置を講じてまいります。</p> |

(2) 委員会経過

○平成7年12月26日（火）（第134回国会閉会後第1回）

- 平成3年度決算についての警告に対する政府の措置について武村大蔵大臣から説明を聴いた。
- 平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、矢崎会計検査院長、大蔵省、防衛庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成8年1月12日（金）（第1回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 平成4年度決算外2件及び平成5年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉

会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

【議院運営委員会】

○平成8年1月11日（木）（第1回）

- 科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、中小企業対策特別委員会及び国会等の移転に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

| | | | |
|--------------|----|-------|------|
| 自由民主党・自由国民会議 | 9人 | 平成会 | 5人 |
| 日本社会党・護憲民主連合 | 3人 | 日本共産党 | 2人 |
| 二院クラブ | 1人 | | 計20人 |

環境特別委員会

| | | | |
|--------------|----|-------|------|
| 自由民主党・自由国民会議 | 9人 | 平成会 | 5人 |
| 日本社会党・護憲民主連合 | 4人 | 日本共産党 | 1人 |
| 参議院フォーラム | 1人 | | 計20人 |

災害対策特別委員会

| | | | |
|--------------|----|-------|------|
| 自由民主党・自由国民会議 | 9人 | 平成会 | 6人 |
| 日本社会党・護憲民主連合 | 3人 | 日本共産党 | 1人 |
| 参議院フォーラム | 1人 | | 計20人 |

選挙制度に関する特別委員会

| | | | |
|--------------|----|-------|------|
| 自由民主党・自由国民会議 | 9人 | 平成会 | 6人 |
| 日本社会党・護憲民主連合 | 3人 | 日本共産党 | 1人 |
| 新緑風会 | 1人 | | 計20人 |

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

| | | | |
|--------------|----|-------|------|
| 自由民主党・自由国民会議 | 8人 | 平成会 | 5人 |
| 日本社会党・護憲民主連合 | 3人 | 日本共産党 | 1人 |
| 新緑風会 | 1人 | 二院クラブ | 1人 |
| 新党さきがけ | 1人 | | 計20人 |

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

| | | | |
|--------------|----|-------|------|
| 自由民主党・自由国民会議 | 9人 | 平成会 | 6人 |
| 日本社会党・護憲民主連合 | 3人 | 日本共産党 | 1人 |
| 参議院フォーラム | 1人 | | 計20人 |